

議案第 33 号

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（令和 5 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第 1 条中「、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。